

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話(53)3033番
(53)3034番
編集兼
発行人 前川 哲也
半年間1,200円 送料共

裁判公判日程

上村裁判公判 二月二十七日
午前十時から福岡高裁。この
公判で結審となる予定。
三池大炭害裁判公判 二月
二十六日午前十時から福岡地裁
で。前回公判での金子証言に対
する、会社側弁護士による反対
尋問が行われる。
坑内火災裁判公判 四月二
十六日午後一時から福岡地裁
で。引続いて、吉田曜病院長の
CO患者の症状についての証言

海外炭鉱へ伸びる—

三井資本の手

揺さぶる “石炭政策”

経済性の追及だけでよいか

このほど炭労調査団が、オーストラリアの石炭事情、報告書をまとめたが、これによって、国内における石炭資源を見殺しにしながら、海外の炭鉱へ伸びていく三井独資資本の手がハッキリと写し出されてきた。わが国の石炭・エネルギー政策とはいったい何なのか、改めてその深刻な問題点が指摘された形で、重大な警鐘ともなっている。

炭労の、オーストラリア石炭事情 などをつかむ目的をもち、昨年の
情調査団は、松橋茂・炭労副委 九月下旬から十月上旬にかけて調
査活動を行った。
員長を団長に五人をもつて構成さ
れ、同国の石炭事情と、すでに日
本の資本参加により開始されてい
る同国の石炭開発の現状や問題点
蔵量は調査機関によりいくらかの
違いはあれ、一昨年わが国の政府
が派遣した、訪蒙エネルギー視察
団の報告によれば、調査不十分
なものをあめその埋蔵量は約千九
百六十九億トンに達するといふ。
現在同国の石炭生産量は七十六
百九十七億トンほどで、その中か
ら日本へ約二千七百三十一億ト
ンを輸出している。(わが国は約六
千万トンを海外から輸入)
さて、そのようなオーストラリ
アの石炭産業に対して、日本から
の資本進出—とくに三井関係を
見ると、まず稼動している炭鉱で
はモーラ炭鉱があり、三井石炭社
や三井オーストラリアが資本参加
している。
さらに石炭の開発に参加してい
る例では、ネボラ炭鉱に三井石炭
と三井オーストラリアが、ミルメ
ラン炭鉱に三井物産が参加してい
る。
ほかに進出しているわが国の資
本では、三菱テベロメント、三
菱化成、丸紅、住友商事、三菱鉱
業、大正洋炭、日本電源開発な
どがある。
三井独占としては、すでにカナ
ダのパルマー炭鉱などにも資本進
出を果たしている。条件はオース
トラリアもカナダも同じで、「人
口が極めて少ないのに、ほう大な
資源があるのに、それを開発して
いない。もったいないな」とい
う感じだ……(同国石炭事情調査
を終ったところでの座談会から)
というのでは、以上の資本の動き
は、わが国の石炭政策を揺さぶっ
ており、いよいよ深刻な問題とし
て緊急に見直す必要性を指摘して
いる。
少くとも、国内の石炭資源を守
る上で、もはやわが国の石炭産業
がただ私企業による経営、その経
済性にまかされてはおけないこ
とを教えているのではないか。

元号法の制度 化狙う政府

【連合】政府は二月二日、元号
法制化のための元号法案を国会に
提出した。成立すれば、戦後、国
民主権を定めた憲法に反するとし
て皇室典範から削除された元号制
度が一つの法律として、復活、
することになる。
政府は、法案が成立すれば、
「政府、国家、地方機関は元号を
使わねばならない。国民には使用
を希望する」としており、元号
使用を事実上強制することにな
る。さらに、元号法制化を推進す
る団体が強調するように、法制化
のねらいは「天皇による日本国民
の精神的統一(元号法制化実現
国民会議)にあり、天皇崇拝の空
気が強まるとみられる。
自民党の他、公明、民社、新自
由が賛成しているが、社会、共
産、社民連は強く反対、総評や民
主団体は元号法制化反対連絡会を
結成して反対している。

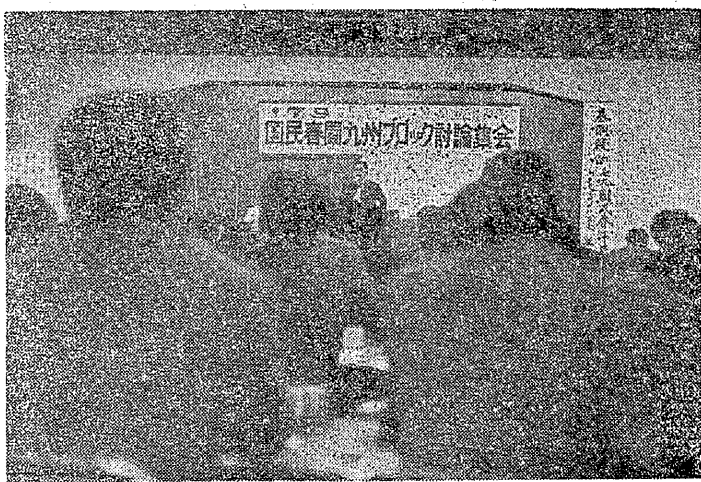
福利厚生闘争へ 各地域分会が始動

大砂地域分会の福利闘争アピール。

労働協約・福利厚生に関する要
求が各地域分会からも、会社に対
して出され、これで労働・福利厚
生闘争から七九春闘、統一地方選
挙に通ずる三池の闘いの火が、燃
え始めてきた。
三池指導部下の大砂地域分会で
は、先ほど三池主婦会大砂分会
(山浦アイ子分会長)と共同で班
会議を開き、緊急に改善を迫られ
ている居住環境上の問題をとりま
とめ、社宅事務所に要求として申
入れた。
大砂地域分会はただ今十一人。
弥永善治さんが分会長として、数
こそ少いが団結を維持し、常に活
動を続けている。
大砂地域(社宅)は、多いとき
「営繕工事は公平に」など。

経済政策の転換を 春闘九州プロ、討論集会

先ほど別府
で、七九春闘
九州ブロック
討論集会、
を設ける—など、具体的な対策
を取りきめた。
州ブロック連
絡協議会・花
田守道(主
席)が開か
ついで、(反合理化・雇用・失業
率)が開か
れ、二百人が
結果として討
論を重ねた末、
国民春闘九州
ブロックとし
ては①九州
決意、その具
体的活動として



春闘九州ブロック討論集会

誤診と損害賠償 償について

患者に輸血し梅毒を感染させ
たとか、レントゲン操作をあ
やまって皮膚ガンを発生させ
たというような誤診について
のものです。
しかし、患者の病状がまぎ
らわしく、診断が困難な場合
診断の誤りをただちに過失と
はいいきれないことがありま
す。医師はもろろん、人命を
あずかるものとして高度の注
意義務はありますが、専門医
であるか否か、どんな設備と
環境で医療行為をしたかなど
いろいろな条件もおりこんで
医師がとるべきだった注意の
程度と内容を考えなければな
らないのです。
したがって、ただちに結論
を出さず、他の病院や専門
家、弁護
士と十分
相談する
ことがよ
いでしょう。
知